

平成27年第9回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成27年9月24日(木)午後2時00分

議会棟A・B会議室

2. 委員の現在数

19名

3. 出席委員

	2番	中村良男	
3番	須藤喜一郎	4番	三須清一
5番	齊藤隆	6番	染谷智一郎
7番	新堀政夫	8番	渡辺陽一郎
9番	森正昭	10番	阿曾敏夫
11番	齋藤剛広	12番	大野木奥治
		14番	早川真
15番	江原俊光	16番	高田勝禧
17番	渡邊光雄		
19番	増田勝己		

4. 欠席委員

1番	掛川正治	13番	小池良雄
18番	川村泉治		

5. 出席事務局職員

局長	海老原美宣
次長	木村孝夫
次長補佐	落合敦
農地係長	富塚隆則

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について（農地法第5条）

報告第4号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

議長 定刻となりましたので開会したいと思います。朝晩めっきりと涼しくなった今日この頃でございます。今日は委員さん方には出席ご苦労さまです。

ただ今より平成 27 年第 9 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 16 名の出席ですので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

2 番 中村良男委員

3 番 須藤喜一郎委員

よろしくお願ひします。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名いたします。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。本日ご審議していただく案件は、議案第 1 号及び第 2 号の 2 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 1 件です。

議案第 2 号は「農用地利用集積計画(案)の決定について」です。申請件数は合計 5 件です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 議案についての説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明を願ひます。

事務局 失礼して座らせていただきます。

議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 27 年 9 月 24 日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案資料は 1 ページから 11 ページとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積は 493m²です。JR 〇〇駅の北西約 1.2km、国道 356 号線に面しています。位置図は議案資料 4 ページとなります。昨年 5 月に養子縁組をした親から土地をもらい受けて、一般専用住宅及び車庫を建設するものです。建設

費などに要する金額は合計〇、〇〇〇万〇,000 円で、譲受人が自己資金のほか、住宅建設を発注するハウスメーカーから〇、〇〇〇万円を〇〇年ローンで借り受けるとのことです。

事務局からは以上です。

議長 続いて、高田第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 議案第1号について調査結果を報告します。

譲渡人及び譲受人の妻の立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲渡人は市街化区域内には土地を所有してなく、現在の住まいの隣地に土地を提供するものです。申請地は公共投資がなされていない小集団の農地で、市街化の可能性もあることから第2種農地と判断しました。雨水排水は自然浸透とし、西隣との境界にはブロックを積み、雨水の流出を防いでいます。なお、西隣の農地所有者には土地利用計画、排水計画等について説明したものの、特に意見はなかったとのことです。

第2調査会では立地基準や一般基準、分家要件等を満たしていることから、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

議長 これより議案第1号に対する質疑に入ります。ご意見や質問がある委員は挙手を願います。

(なし)

ございませんか。

(なし)

なしとの声がありました。質疑がないものと思います。質疑を打ち切ります。

これより議案第1号を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明を願います。

事務局 それでは議案第2号について説明させていただきます。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。平成27年9月24日提出、

我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

整理番号1及び2については貸付人・借受人が同一の久寺家の農業者です。議案資料は12ページからとなります。いずれも新規設定で、期間は10年です。

整理番号1は〇〇〇の田3筆、合計面積は5,826m²、賃借料は10アール当たりコシヒカリ〇〇kgです。

一方、整理番号2は〇〇〇字根郷地の畑2筆、合計面積は452m²で、こちらは使用貸借権の設定です。

整理番号3以下はいずれも賃借権の再設定で、期間は6年間となります。

整理番号3の借受者は〇〇の農業者で、所在地は〇〇〇地先、地目が田の2筆、合計面積は6,543m²です。賃借料は全面積分で年額〇〇万円です。

整理番号4及び5の借受者はいずれも〇〇〇〇の農業者です。

整理番号4は〇〇字〇〇地先の畑5筆、合計面積は3,946m²、賃借料は全面積分で年間〇万〇000円です。

整理番号5は同じく〇〇字〇〇の畑3筆、合計面積は994m²、賃借料は全面積分で年間〇万〇、〇〇〇円です。

事務局からは以上です。

議長 それでは、議案第2号について高田調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田勝禎調査会長 それでは議案第2号の調査結果を報告いたします。

整理番号1及び2の借受者の経営面積は田畑合わせて1万1,365m²で、すべて自作地です。年間180日農業に従事しています。また、大型農機をひと通り持っています。

整理番号3の借受者の農業従事日数は年間300日です。妻や両親もそれぞれ年間100日以上農業に従事しています。経営総面積は田畑合わせて約7ヘクタール、うち約3ヘクタールが自作地です。

整理番号4及び5の借受者は年間280日農業に従事しています。6年前に新規就農者として申請農地で農業を始めたものです。

以上の内容を基に審査しましたところ、第2調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

なしとの声がありました。意見がないものと認め、議案第2号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を採決します。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり決定することにいたしました。

高田調査会長は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

以上で、審議案件についてはすべて終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告は第1号から第4号までの4件です。議案書は6ページからとなります。

報告第1号は「農地法第4条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計3件受理しました。転用目的・事由は、整理番号1が宅地、2及び3が駐車場です。

続きまして、報告第2号は「農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、4件受理しました。転用目的・事由はいずれも宅地です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

次に、報告第3号は「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」です。平成27年9月14日に農地法第5条関係の1件を諮問し、許可相当との回答がありました。

最後に、報告第4号は「農地法第5条の規定による許可申請の取下願について」です。

議案書13ページの欄外のとおり、今年の第10回総会の〇〇地先の農地埋め立てに伴う一時転用の申請について、今年の3月の3件の取下願に続き、最後の1件の取下願を受理したことを報告します。

報告は以上です。

議長 報告第1号から4号までの報告に対し、何かご意見がありましたら挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 報告第4号の3の2と4の2についてですが、3の1で使用貸借権設定、その脇に譲渡人、譲受人というかたちで、その3の2の下に使用貸借権の設定のところの空欄、また譲渡人、譲受人のところの空欄は同上、上に同じという意味に解釈していいで

すか。

事務局 はい、そのとおりですね。

阿曾敏夫委員 ぜひそのところ同上とかと書いておいてくれれば分かりやすいんだけど、空欄だからね。

事務局 これについてはほかの議案書も見ていただくと分かると思うんですけども、基盤強化なんかでも同一の場合は枝番号を振って一応区別するようなかたちにはしております。

阿曾敏夫委員 たまたまいろいろ問題があったものですからね。この3の2についても使用貸借権の設定のところ空欄、こちらの譲渡人、譲受人についても空欄、引用目的も空欄ということですからね、分かるように同上というふうに記載してもらえれば。お願いですけどね。

議長 確かにこれね、空欄では、ここじゃないところもそれは空欄のところもありますけど、特にこの件については皆さん関心のあることですので、その辺は事務局に指導したいと思います。

阿曾敏夫委員 問題になって何ヶ月もかかったところだからね、空欄というところとちょっとどういうふうに解釈していいか分からなかったからね。

議長 そのほか何かございますか。

(なし)

なければ、報告については意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして我孫子市農業委員会平成27年第9回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人